

大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる大磯町の執行機関（以下単に「執行機関」という。）が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び執行機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 前2項の規定により特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その

他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会執行機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供執行機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日)から施行する。ただし、第4条第2項ただし書及び第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第1(第4条関係)

執行機関	事務
1 町長	大磯町障害者の医療費の助成に関する条例(昭和52年大磯町条例第3号)による障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	大磯町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する要綱(平成4年大磯町要綱第24号)によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	大磯町小児医療費の助成に関する要綱(平成7年大磯町告示第46号)による小児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 町長	大磯町私立幼稚園就園補助金交付要綱(昭和56年大磯町告示第51号)による私立幼稚園の就園補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
5 教育委員会	大磯町児童生徒就学援助費交付要綱(平成5年大磯町教育委員会告示第42号)による児童生徒の就学援助費の交付に関する事務で

あって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 町長	大磯町障害者の医療費の助成に関する条例による障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
2 町長	大磯町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する要綱によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
3 町長	大磯町小児医療費の助成に関する要綱による小児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
4 町長	大磯町私立幼稚園就園補助金交付要綱による私立幼稚園の就園補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会執行機関	事務	情報提供執行機関	特定個人情報
1 教育委員会	大磯町児童生徒就学援助費交付要綱による児童生徒の就学援助費の交付に関する事務であって規則で定めるもの	町長	地方税関係情報であって規則で定めるもの

平成27年11月27日提出

大磯町長 中 崎 久 雄